

大澤委員提案による基本協定書案に係る第14条に関する条項の修正（案）

第14条第1項を次のように改める。

（再委託の禁止）

第14条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲と協議し了承を得た場合は、この限りでない。